「行政処分に係る協力者支援プログラム」について

目的

行政処分の実施には、実際に被害を受けた消費者から状況を聞き、事実を明らかにしていくことが必要

都が実施した調査への協力に起因して、迷惑行為の 被害を受けた消費者に対して支援等の必要な措置を 定め、都民の消費者被害を防止

制度のポイント

支援対象

行政処分に協力した消費者 「行政処分協力者名簿」に登録

支援内容

都による事業者に対する警告 弁護士による専門的助言

行政処分協力者支援制度に関する検討会

検討期間 平成20年11月~平成21年3月

報告書「消費者被害に係る行政処分協力者への支援

のあり方について」 別添資料

検討委員 有識者により構成 報告書 P 1 8 参照

プログラムの概要

